

《普通自動車の車庫証明・軽自動車の車庫届出》

○自動車の車庫証明申請を代行します

当事務所では、普通自動車の「自動車保管場所証明」いわゆる車庫証明、軽自動車の「自動車保管場所届出」を、警察署への提出から受け取りまで一括して代行しています。

主な対応エリアは、盛岡市、盛岡市周辺市町村、盛岡以北の市町村、盛岡東警察署、盛岡西警察署、岩手警察署、二戸警察署の管轄地域です。

○行政書士に任せるメリット

- ・ 平日に警察署へ行く必要がない（提出・受取りすべて行政書士が対応）
- ・ 書類の作成を任せられるため、記入ミスによる差戻しがほぼ発生しない
- ・ 配置図の作成や所在図の準備も代行してもらえる
- ・ 名義変更や住所変更など他の車両手続きとセットで依頼できる

普通自動車の車庫証明が必要な車両

普通自動車の場合、下記の適用地域内が自動車の使用の本拠（住所や事務所）になる方が

- ・ 新車を購入したとき
- ・ 中古車を購入したり、譲り受けたりした場合など保有者の変更があったとき
「同居の親族間の名義変更」「会社の名義変更」など、使用の本拠の位置に変更がないときは、保管場所証明を必要としない場合がありますので、詳しくは申請先の運輸支局へお尋ねください。
- ・ 自動車の使用の本拠の位置を変更したときに必要となります

〈保管場所の要件〉

保管場所として認められるには

- ・ 当該自動車の使用の本拠の位置との距離が2キロメートル以内であること
- ・ 当該自動車を道路から支障なく出入りさせ、かつ、その全体を収容できること
- ・ 当該自動車の保有者が、当該自動車の保管場所として使用する権原を有することが必要です。

軽自動車の自動車保管場所届出が必要な車両

盛岡市内（旧玉山村は除く。）が軽自動車の使用の本拠となる方が、

- ・ 新車を購入したとき
- ・ 中古車を購入したり譲り受けたりした場合など保有者の変更があったとき
- ・ 使用の本拠の位置を盛岡市以外の地域から盛岡市（旧玉山村は除く。）内に変更し、かつ、保管場所の位置を変更したとき
- ・ 盛岡市（旧玉山村は除く。）内において、保管場所の位置を変更したとき

- ・運送事業用自動車を引き続き自家用自動車として使用するとき に届出が必要です。

※岩手県は盛岡市（旧玉山村は除く。）以外の地域で軽自動車の届出は必要ありません。

必要書類と費用案内

普通車	軽自動車	必要な書類名	備 考
○		自動車保管場所証明申請書 <u>2 通</u>	
	○	自動車保管場所届出書 <u>1 通</u>	
○	○	保管場所の所在図・配置図 (※1) <u>1 通</u>	自宅との位置関係と駐車位置を記載。
○	○	保管場所使用権原疎明書面（自認書） （保管場所の土地・建物の所有者が申請者の場合） <u>1 通</u> または保管場所使用承諾証明書 （保管場所の土地・建物の所有者が申請者以外の場合） (※2) <u>1 通</u>	注 1：賃貸駐車を保管場所とする場合は、当該駐車場賃貸契約書の写しを証明書に代えて添付することができます。添付書類について、不明な点は申請先警察署にお問い合わせください。
○	○	自動車検査証の写し <u>1 通</u>	車名・車体番号などの確認に必要です。
○	○	住民票等の写し <u>1 通</u>	使用の本拠の位置の確認に必要です (※3) 個人 ：住民票（マイナンバー記載なし）の写しまたは印鑑証明書のコピー（発行から 3 か月以内のもの） 法人 ：登記事項証明書又は印鑑（登録）証明書市区町村窓口等で取得
○	○	委任状	行政書士に依頼する場合に必要です。

※1 提出いただく図面について

- ・保管場所の正確な住所
- ・パーキング番号・区画番号などの表示
- ・建物や道路との位置関係が分かる、簡単な駐車位置の図やメモ

※2 賃貸駐車場をご利用の方へ

お車の保管場所を月極などの賃貸駐車場にされる場合、車庫証明の申請では、原則として「保管場所使用承諾証明書」が必要とされています。

ただし、次の条件を満たしていれば「駐車場賃貸契約書の写し（原本とないことを確認のため原本の提示が必要）」で代えることが認められる場合があります。当事務所では、次の点を中心に確認を行います。

- ・契約名義と申請者が一致しているか
- ・駐車場の所在地が保管場所と一致しているか
- ・契約期間内であることが明確か
- ・区画番号や台数など、保管場所を特定できる記載があるか

これらの条件を満たしていることが確認できた場合、警察署によっては「使用承諾証明書」の代わりに、駐車場賃貸契約書の写しのみで受付されることがあります。

※3 使用本拠が別住所の場合

「使用の本拠の位置」とは、車を主に使用している事務所や営業所などの所在地を指します。

申請者の住所と実際に車を使っている場所が違う場合には、その拠点が「使用の本拠」であることを示す書類の提出が必要です。（例：申請者が東京の本社、実際の使用場所が岩手県内の支店のケース）

《ご用意いただく主な書類》

●申請者と車を実際に使用している拠点と使用実態確認のため、次のいずれかの写しが必要です

書類の種類	主な内容	備 考
公共料金の領収書	電気・水道などの領収書の写し	※発行日から3か月以内のもの
営業証明書	営業所所在地が分かる証明書	
消印付きの郵便物	当該拠点あての郵便物の写し	

○ご依頼から受け取りまでの流れ

当事務所にご依頼いただいた場合のおおまかな流れは次のとおりです。

段 階	お客様の作業	当事務所の作業
①お問い合わせ	電話・お問い合わせフォームからご連絡	概要ヒアリング、費用目安のご案内
②ご依頼確定	依頼書・委任状にご記入	必要書類リストの送付
③書類準備	車検証コピーやその他必要書類のご送付	記載内容の確認、図面作成
④申請	特に作業不要	管轄警察署へ代理申請・手数料納付
⑤交付・納品	書類の受け取り・お支払い	車庫証明を受領し、郵送にてお渡し

○報酬・費用の目安

※名義変更と車庫証明を併せてご依頼の場合には、一方の送料部分を差し引いた料金となります。(例:案内時レターパック430円+返信時レターパックプラス600円+完了送付時レターパックプラス600円=1,630円の差引き料金)

《軽自動車の名義変更・住所変更》

業務内容	料金・備考
軽自動車の名義変更	9,330 円 内訳：代行料金 7,700 円+（当事務所からの必要書類送付送料+返信送料の1,030 円）+レターパックプラス 600 円（完了書類送付送料）
ナンバープレート代 （管轄地域の変更の場合）	2,200 円 （前後で2,200 円（中型・ペイント式））

※管轄地域の変更に伴いナンバープレートの変更が必要となる場合には、ナンバープレート代などの実費が別途かかります。

※ご希望の番号を指定される場合には、別途お見積りをさせていただきますので、どうぞお気軽にご相談ください

《普通自動車の車庫証明・軽自動車の車庫届出》

業務内容	料金・備考
車庫証明申請代行提出プラン (普通自動車)	11,880 円 内訳：代行料金 7,700 円+（当事務所からの必要書類送付送料+返信送料の 1,030 円）+レターパックプラス 600 円（完了書類送付送料）+2,550 円（申請手数料）
車庫証明（作成+提出代行） プラン (普通自動車)	14,080 円 内訳：代行料金 9,900 円 +（当事務所からの必要書類送付送料+返信送料の 1,030 円）+レターパックプラス 600 円（完了書類送付送料）+ 2,550 円（申請手数料）
車庫届出代行提出プラン (軽自動車)	9,330 円 内訳：代行料金 7,700 円+（当事務所からの必要書類送付送料+返信送料の 1,030 円）+レターパックプラス 600 円（完了書類送付送料）
車庫届出（作成+提出代行） プラン（軽自動車）	11,530 円 内訳：代行料金 9,900 円+（当事務所からの必要書類送付送料+返信送料の 1,030 円）+レターパックプラス 600 円（完了書類送付送料）